

銚田・大洗広域事務組合職員の旅費に関する条例

制定 令和3年4月1日条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 職員に対して支給する旅費については、銚田市職員の旅費に関する条例（平成17年銚田市条例第50号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。